

# 大分県報

令和六年  
第五一二号  
五月二十八日

(火曜日)

## 目次

### 告示

- 青少年に有害な興行の指定……………一
- 大分県母子・父子福祉センターの利用に係る使用料の徴収事務の委託……………一
- 解除予定保安林……………一
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る指針案の縦覧……………二
- 指定漁船調査の縦覧……………二
- 道路区域の変更……………三
- 大分港大在地区コンテナターミナル使用料の徴収事務の委託……………三
- 選挙管理委員会告示……………三
- 病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示の一部改正……………四
- 公 告……………四
- 落札者等の公示……………四
- 契約者等の公示……………五
- 土地改良区の役員の就退任……………五

### ○告示 示

#### 大分県告示第二百八十八号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例(昭和四十一年大分県条例第四十号)第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

令和六年五月二十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

令和六年五月二十八日

大分県報(告示)

一

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
令六・ 五・一四	映画	美乳探訪 不埒な旅路	オービー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
〃	〃	巨乳 はさんで啜える	オービー映画	

#### 大分県告示第二百八十九号

地方自治法施行令第12号(令和六年政令第12号)附則第2条第1項の規定によりなす従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第16号)第百五十八条第1項の規定により、次のとおり大分県母子・父子福祉センターの利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和六年五月二十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

#### 一 受託者の住所及び名称

大分市大津町二丁目一番四十一号

一般財団法人大分県母子寡婦福祉連合会

理事長 副 島 惠美子

#### 二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

#### 大分県告示第二百九十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

令和六年五月二十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

#### 一 解除予定保安林の所在場所

日田市大字鶴河内字向山四四四番三、四四四番四、四四五番四、四四五番五

#### 二 保安林として指定された目的

水源の涵養

#### 三 解除の理由

大分県報(告示)

一

道路用地とするため

大分県告示第二百九十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、令和六年度指定予定の鳥獣保護区特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案を次のとおり定めたので、当該指針案を令和六年五月二十八日から同年六月十日まで、次の場所に備え置いて縦覧に供する。

なお、当該区域の住民及び利害関係人は縦覧期間が経過する日までの間に、当該指針案についての意見書を知事に提出することができる。

令和六年五月二十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 名称

関崎鳥獣保護区特別保護地区

二 区域

大分市佐賀関高島とその周辺の白滝島、船間島、アシカ島を始めとする小島を含む面積九十四ヘクタールの区域

三 存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

大分市佐賀関の佐賀関半島東部に位置する高島本島と周辺の小島を含む区域で、特に高島本島は瀬戸内海国立公園に指定されている。植生は、亜熱帯植物がよく茂り、また、シイ、タブ等の広葉樹のほか、マツの天然林も点在している。このような多様な自然環境を反映し、国内最南端のウミネコ営巣地となっているほか、多数の鳥獣の生息環境として重要な地域であるため。

(3) 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。シイ、タブ等の広葉樹林やマツ天然林、亜熱帯植生の樹林など、多様な自然環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著

しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

5 縦覧場所

大分県農林水産部森との共生推進室

大分県中部振興局農山漁村振興部

二 名称

宇佐神宮鳥獣保護区特別保護地区

2 区域

宇佐市大字南宇佐の寄藻川右岸と市道宮迫線との交点を起点とし、同市道を南西に進み、市道宇佐神宮裏線との交点に至り、同市道を西に進み、宮迫集落と瀬割集落とを結ぶ集落道との交点に至り、同集落道を西に進み、宇佐神宮の社寺有林と民有林との境界との交点に至り、同境界を北に進み、寄藻川の右岸との交点に至り、同川の右岸を北東に進み、起点に至る線に囲まれた面積二十六ヘクタールの区域

3 存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、宇佐平野の南東に位置し、標高十〜三十五メートルの丘陵地帯で、宇佐神宮を含め、国の天然記念物に指定されているイチイガシのほか、シイ、タブ、クスなどの広葉樹及びスギ、ヒノキが群生するうっそうとした森林を形成しており、鳥獣の生息環境として重要な地域であるため。

(3) 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

5 縦覧場所

大分県農林水産部森との共生推進室

大分県北部振興局農山漁村振興部

大分県告示第二百九十二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五



### ○選挙管理委員会告示

#### 大分県選挙管理委員会告示第十九号

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示（昭和五十年大分県選挙管理委員会告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

令和六年五月二十八日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 指定病院中

「医療法人ライフサポート明和記念病院 大分市明野北一丁目二一七」を

「医療法人岡仁会大分共立病院 大分市明礮町一丁目二一九

医療法人ライフサポート明和記念病院 明野北一丁目二一七」に、

「医療法人芝蘭会今村病院 大手町三丁目二一九

医療法人岡仁会大分共立病院 大字奥田三〇」を

「医療法人芝蘭会今村病院 大手町三丁目二一九」に、

「医療法人梶原病院 大字中殿二八五」を

「医療法人梶原病院 中殿町三丁目二九一八」に、

「医療法人平成会サンライズ酒井病院 速見郡日出町一八二七一」を

「医療法人平成会サンライズ酒井病院 速見郡日出町三一五六一」に改める。

二 指定介護老人保健施設中

「医療法人別府玄々堂老人保健施設いでゆの園 別府市大字北石垣深町八四六一二

大分県厚生連老人保健施設 シェモア鶴見 大字鶴見四三三三

「医療法人別府玄々堂老人保健施設いでゆの園 別府市大字北石垣深町八四六一二」に、

「医療法人別府玄々堂老人保健施設いでゆの園 別府市大字北石垣深町八四六一二」に、

「医療法人社団仁泉会老人保健施設メデイケア別府 中島町一四一六」を

「医療法人社団仁泉会老人保健施設メデイケア別府 中島町一四一六

大分県厚生連介護老人保健施設シェモア鶴見 緑丘町一一二七」に改める。

四 指定老人ホーム中

「社会福祉法人親愛会光明園 ショートステイ支援ホーム 大字志生木一四五一九」を

「社会福祉法人親愛会光明園 ショートステイ支援ホーム 大字志生木一四五一九

「ケアハウスアイリス清心園 グラนด์ホーム八雲 城南北二丁目二一〇」

「ケアハウスアイリス清心園 グラนด์ホーム八雲 大字永興九六一二二」を

「ケアハウスアイリス清心園 グラนด์ホーム八雲 大字横尾四四五一一九」に改める。

### ○公 告

次のとおり落札者等について公示する。

令和六年五月二十八日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 落札に係る物品等の種類及び数量  
次期OKパソコン等 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
大分県総務部電子自治体推進課

三 落札者を決定した日  
大分市大手町三丁目一番一号  
令和六年五月十日

四 落札者の氏名及び住所  
NECフィールディング株式会社 大分支店 大分支店長 小林 紀 征  
大分市都町一丁目二番十九号 大分都町第一生命ビルディング四階

五 落札金額

三千二百二十八万二千八百円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

七 総合評価一般競争入札の公告をした日

令和六年三月二十二日

次のとおり契約者等について公示する。

令和六年五月二十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

大分県次世代型情報システム共通基盤運用保守業務委託

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県総務部電子自治体推進課

大分市大手町三丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

令和六年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通Japan株式会社九州南部公共ビジネス部 部長 吉川 健治

大分市東春日町十七番五十八号

五 随意契約に係る契約金額

五千三百二十万八千九百三十六円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、大野町土地改良区（豊後大野市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和六年五月二十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

（退任役員）

役名

氏名

住

所

理事

秦 忠士

豊後大野市大野町田中二八七二番地

〃

大野 陽一

〃 大野町田代一六九一番地四

〃

森 下健児

〃 大野町中原六九番地一

〃

足立 厚憲

〃 大野町片島二〇四番地

〃

首藤 康男

〃 大野町夏足一六一六番地

〃

清松 恒一

〃 大野町後田三五一番地

〃

森 常喜

〃 大野町北園七九九番地二

〃

戸 伏羲隆

大分市大字鷺野八八六番地の五二

〃

川 野寅馬

豊後大野市大野町小倉木二五五番地

〃

細 井克久

〃 大野町田代一六五一番地三

〃

伊 東克芳

〃 大野町郡山一三九番地一

〃

松 井博司

〃 大野町後田四八四九番地

〃

三 代重吉

〃 大野町中原一六九九番地

〃

宇 川弘武

〃 大野町大原三八二番地

（就任役員）

役名

氏名

住

所

理事

秦 忠士

豊後大野市大野町田中二八七二番地

〃

細 井克久

〃 大野町田代一六五一番地三

〃

森 本秀治

〃 大野町小倉木一九四五番地

〃

後 藤章藏

〃 大野町杉園二二五五番地

〃

清松 陽一

〃 大野町後田三四八番地

令和六年五月二十八日

大分県報（公告）

六

〃	〃	監事	〃	〃	〃	〃	〃	〃
原野智行	三代重吉	松井博司	安藤久美子	新宮幸治	後藤政高	今村修明	衛藤文昭	衛藤寛光
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
大野町田中一一五一番地	大野町中原一六九九番地	大野町後田四八四九番地	大野町田代二七二六番地一	大野町田代一八四九番地一	大野町夏足一〇七五番地	大野町十時三九四番地	大野町桑原五四三番地	大野町大原二〇五二番地